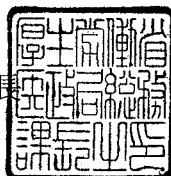




医政総発第0331005号  
平成18年3月31日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医療法施行規則の一部を改正する省令について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

## 別記の団体

- 社団法人 日本医師会
- 社団法人 日本医療法人協会
- 社団法人 全日本病院協会
- 社団法人 全国自治体病院協議会
- 社団法人 日本精神科病院協会
- 社団法人 日本病院会

医政総発第0331002号  
平成18年3月31日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

### 医療法施行規則の一部を改正する省令について

昨年12月8日によりまとめられた社会保障審議会医療部会の意見書「医療提供体制に関する意見」において、医療の安全対策の推進の観点から、特定機能病院の入院患者数に係わる看護職員の人員配置の基準を引き上げることが提言されたことを受け、今般、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第98号。以下「改正省令」という。別添参照。）により、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）の一部を改正し、下記のとおり、特定機能病院に係る看護師の人員配置基準を見直すこととしました。

改正省令については、本年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることとなりましたので、貴職におかれましては、制度の趣旨をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をお願いいたします。

### 記

別添の新旧対照表のとおり、規則第22条の2第1項第4号を改正し、特定機能病院の入院患者に係る看護師の人員配置基準を「2.5：1」から「2：1」に引き上げること。

## 医療法施行規則の一部を改正する省令について

平成18年3月  
医政局総務課

### 1. 改正の趣旨

医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院の入院患者数に係る看護師の人員配置の基準を引き上げるもの。

### 2. 改正の内容

昨年12月8日にとりまとめられた社会保障審議会医療部会の意見書「医療提供体制に関する意見」において、特定機能病院の入院患者数に係る看護職員の人員配置の基準を引き上げることが提言されたことを受け、医療の安全対策の推進の観点からの特定機能病院における手厚い看護職員配置の必要性を踏まえ、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第22条の2第1項第4号に規定する特定機能病院の入院患者数に係る看護師の人員配置の基準を「2.5：1」から「2：1」に引き上げるもの。

### 3. 施行日

平成18年4月1日

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
第二十二条の二 法第二十二条の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。	第二十二条の二 法第二十二条の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。	
一～三 (略)	一～三 (略)	
四 看護師及び准看護師 入院患者（入院している新生児を含む。）の数が「一又はその端数を増すごとに一と外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。」	四 看護師及び准看護師 入院患者（入院している新生児を含む。）の数が「一・五又はその端数を増すごとに一と外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることがができる。	
2 五～六 (略)	2 五～六 (略)	
2 (略)	2 (略)	

